別記３　フォローアップ研修事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上天草市新規漁業就業者研修事業における新規漁業者の定着を促進するための支援として実施するフォローアップ研修事業に関し、上天草新規漁業就業者研修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　フォローアップ研修事業は、第４条に規定する研修計画認定者に対して実施する漁業技術の習熟、複数の漁業種類等による経営安定に向けたフォローアップ研修（以下「研修」という。）を実施するものに対して支援する。

２　研修期間は１か月当たり１０日を上限とし、１日当たりの研修時間は６時間以上とする。

３　研修期間は最長１年とする。

（対象者要件）

第３条　この事業の対象者は、上天草市で独立型の漁業に就業して５か年未満の者で、漁業技術の向上に取り組む意欲を有し、国や市の漁業就業を目的とした研修を修了見込み又は修了した、次の要件をすべて満たす者とする。

　（１）　上天草市に住民登録していること。

　（２）　生活費の確保を目的とした他の事業（生活保護、農林水産業の給付金事　　　業等）による給付を受けていないこと。

　（３）　市税及び水道料金の未納がないこと。

（営漁計画の認定）

第４条　漁協は、指導漁業者及び研修希望者と、研修の内容を検討のうえ、漁業経営に関する目標、年間操業計画、収支計画等を記載した営漁計画書を添付したフォローアップ研修事業営漁計画認定申請書（別記３様式第１号。以下「認定申請書」という。）に推薦書を添えて市長に提出するものとする。

２　市長は、申請のあった認定申請書を審査会に諮り、適当であると認められたときは、フォローアップ研修事業営漁計画認定通知書（別記３様式第２号。以下「認定通知書」という。）を漁協に交付するものとする。

（事業実施計画の承認）

第５条　漁協は、認定通知書を受領後、フォローアップ研修事業実施願い（別記３様式第３号）、フォローアップ研修事業実施計画書（別記３様式４号。以下「実施計画書」という。）及び研修費の支給条件についての確約書（別添１）を上天草市新規漁業就業者研修事業補助金交付申請書（要綱第６条様式第１号）とともに市長に提出するものとする。

２　研修は、期間の２分の１以上を３親等以内の親族以外の漁業者に就いて３親等以内の親族が従事する漁業以外の技術を習得する等の研修に限る。

３　実施計画書に添付する書類は以下のとおりとする。

（１）　補助対象事業に係る経費の内訳書

　（２）　営漁計画認定者の営漁計画書

　（３）　その他市長が必要と認める書類

（研修計画の内容変更）

第６条　漁協は、第５条の規定による承認された事業実施計画を変更するときには、上天草市新規漁業就業者研修事業補助金変更交付申請書（要綱様式第３号）及びフォローアップ研修事業実施変更計画書（別記３様式第４号を準用。以下「変更計画書」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、変更計画書の提出を受けたときは、審査会に諮り、その内容を地域の漁業実態に照らして検討するものとする。

（研修計画認定者の取扱い）

第７条　研修計画認定者の取扱いについては次のとおりとする。

（１）　身分については、漁業研修生（以下、「研修生」という。）とし、漁業活動の対象とする。

（２）　研修計画認定者には、研修手当として月額６２，５００円を上限に研修１日当たり６，２５０円の補助金を交付するものとする。

（研修生の責務）

第８条　研修生は、研修期間中、受入れ漁業指導者又は漁協の指示に従って誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　事業実施計画に則り、必要な技能を習得するよう努めること。

（２）　別に定めるフォローアップ研修日誌（別記３第５号様式）を記録し、指導漁業者の確認印を受領のうえ、月毎に漁協に提出しなければならない。

（３）　研修期間中に知り得た地先漁協及び受入れ指導漁業者の業務上の機密や個人情報等について、他に漏えいしてはならない。

（４）　地先漁協及び受入れ指導漁業者等の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他の不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（５）　研修終了後、原則として１年以内に研修を受けた漁業に従事しなければならない。

（６）　研修終了後、研修を受けた地域で継続して３年以上漁業を営まなければならない。

（指導漁業者）

第９条　研修生を受け入れ、指導する漁業者は、新規漁業就業を志す人材を広く育成・確保していくことの重要性を充分理解しており、研修受入指導漁業者として漁協が推薦する者でなければならない。

２　指導漁業者には、研修謝金として月額９４，０００円を上限に研修１日当たり９，４００円を支給するものとする。

３　複数名による指導は差し支えないが、指導漁業者は、研修生の４親等以上の者とする。

（研修中止）

第１０条　研修生が研修期間中に前条に定める責務を果たさなかった場合等誠実な研修を遂行できないと判断した場合は、研修を中止するものとする。

２　漁協は、研修生が病気、天災等やむを得ない事由により研修の継続が困難となったときはフォローアップ研修中止届（別記３様式第６号）を市長へ提出するものとする。

（事業の完了）

第１１条　漁協は、研修が終了したときは速やかに実績報告書（別記３様式第４号を準用）により市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１２条　研修中又は研修期間終了後、次の項目に該当したときは補助金を全額返還しなければならない。

（１）　研修計画に即した適切な研修を行っていないとき。

（２）　考慮すべき事由なく研修を中止したとき。

（３）　日誌、営漁計画等必要書類の提出を行わないとき又は虚偽の申請、報告があったとき。

（４）　研修終了後、原則として１年以内に研修を受けた漁業に従事しないとき。

（５）　研修終了後、研修を受けた地域での営漁期間が継続して３年間に満たないとき。

２　天災や研修生、指導漁業者の病気、その他やむを得ないと認められる場合はその限りではない。

（事業報告）

第１４条　漁協は、研修生が研修を行った翌年度から３年度までの間、毎年度末日までに営漁結果報告書（別記３様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（事業年度）

第１５条　この事業の事業年度の期間は４月１日から３月３１日までとする。漁期等により２か年度にわたる研修を行うときは、年度ごとに計画書を作成し、承認を受けなければならない。

（その他）

第１６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。